

地域活動推進費報償費交付要綱

制 定 平成18年3月30日 市協地第10171号（副市長決裁）
最近改正 令和7年3月26日 市地活第509号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の地区連合町内会の代表者（以下「地区連長」という。）、区連合町内会の代表者（以下「区連長」という。）及び市町内会連合会の代表者（以下「市連長」という。）が行う横浜市政及び区政に関する様々な協力活動に対して、包括的な謝礼として交付する地域活動推進費報償費（以下「報償費」という。）について必要な事項を定める。

（交付対象）

第2条 この要綱に基づく報償費の交付対象は、各区町内会連合会又は市町内会連合会の構成員とする。

2 何らかの理由により、地区連長、区連長又は市連長がその責務を十分に果たせず、所属する団体の他の者がその責務を代行していることが明らかな場合は、地区連長については区長の判断により、区連長及び市連長については市民局長の判断により、当該代行者を交付対象とすることができるものとする。

（交付方法）

第3条 この要綱に基づく報償費は、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 地区連長に対する報償費は、予算を市民局から各区へ配付し、区から各地区連長へ交付するものとする。
- 3 区連長又は市連長に対する報償費は、市民局から各区連長又は市連長へ交付するものとする。
- 4 交付方法は四半期ごとの後払いとし、口座振替払い又は現金手渡しで支払うものとする。
- 5 交付の際は所得税を源泉徴収するものとし、税額は「給与所得の源泉徴収税額表・月額表乙欄」を使用して算出するものとする。

（交付金額）

第4条 この要綱に基づく報償費の交付額は次のとおりとする。

- (1) 地区連長 1人あたり月額9,000円
- (2) 区連長 1人あたり月額18,000円
- (3) 市連長 1人あたり月額5,000円

（交付基準）

第5条 この要綱に基づく報償費は、各区町内会連合会又は市町内会連合会で定める定例会開催の基準日に、在任している地区連長、区連長又は市連長に交付する。

- 2 定例会が開催されない月については、前項を準用する。
- 3 地区連長、区連長又は市連長の交代があった場合及び新設、休止又は解散する地区連合町内会がある場合は、前二項を準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。